

# 令和3年度第1回宮城県建築審査会

日 時 令和3年7月19日（月）午後4時00分  
場 所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県行政庁舎9階 第一会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 審議事項

#### 第1号議案

建築基準法第44条第1項第二号の規定による道路内建築の例外許可に対する同意について

### 3 報告事項

令和2年度第3回宮城県建築審査会の議案の処理結果について

建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について

### 4 そ の 他

- ・委員の改選について
- ・次回の建築審査会の開催予定について  
令和3年9月27日（月）午後4時00分から  
宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### 5 閉 会

## 会 議 議 事 録

事務局 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。  
まず、本年4月の異動により、当該審査会事務局員の変更がありましたので、班長より紹介いたします。

事務局 (事務局員紹介)

事務局 本日の会議の定足数を確認いたします。  
本日は、委員7名の出席をいただいております。  
宮城県建築審査会条例第4条の規定による定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。  
それでは会長、審議の進行をお願いいたします。

### <次第1 開会>

会長 ただいまから、令和3年度第1回宮城県建築審査会を開催いたします。  
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 本日の傍聴希望者は、おりません。

### <議事録署名委員の指名>

会長 議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。  
本日の議事録の署名を、高田委員と高橋委員にお願いします。

### < 次第2 審議事項 >

会長 はじめに、本日審議する案件の概要について、事務局から説明願います。

事務局 本日審議いただく案件について、ご説明いたします。  
議案1件と報告事項65件でございます。  
第1号議案は、建築基準法第44条第1項第二号の規定による道路内建築の例外許可に対する同意についてです。  
場所は、亙理町で、用途は屋根付き通路です。  
また、報告事項といたしましては、令和2年度第3回宮城県建築審査会の議案の処理結果、及び、建築審査会事前同意基準に基づく許可状況についてです。  
それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<第1号議案の審議>

会長 まず、個別の案件について審議いたします。  
第1号議案について、事務局から説明願います。

事務局 (第1号議案について説明)

会長 ただ今の説明について、委員の先生方、ご質問等ございませんか。

高橋委員 1号議案-6の図面で、エレベーターを降りた所と、今回新設する屋根付通路の間の部分には、屋根は付くのでしょうか。

事務局 こちらも、今回のバリアフリー化工事で屋根を整備する部分となっておりますが、既存敷地内の増築で、道路内には越境しないような計画になっておりますので、今回の建築基準法第44条第1項第二号の許可にかかるようなものにはなっておりません。

高橋委員 この場合、つなぎの部分は隙間が空いてしまうのでしょうか。そこは、雨が降

るのですよね。

事務局 わずかではありますが、隙間を空けるような計画になっています。そのことで、申請者側は了解しているということです。

高橋委員 残念ですね。わかりました。

会長 今回の質問ですけれども、東西自由通路の降りてきたところから、新しい屋根付き通路の所までのスペースは屋根がなしだということでしょうか。

高橋委員 そこも新しく作るのだけれども、敷地の境界線の所は隙間が空くということですね。

会長 そこは、接合していないのですね。そこから、雨が降ってくるということですね。だから、残念だということですね。非常に重要なことですね。

1号議案-6の図面で、矢印が行き着く先の入り口は、どのようなものなのでしょうか。駅の構内への入り口でしょうか。

事務局 はい、駅の構内への入り口となっております、西口の既存改札へ直結するような入り口となっております。

会長 今回の屋根付き通路の新設は、雨を凌ぐためのものですよね。そういう意味で、つなぎの部分に隙間が空き、雨が降るとというのが残念だということですよね。

高橋委員 そうですね。やっぱり駄目なのだなと思いました。

会長 普通は、つなげられるのであれば、つなげると思うのですが、何か経緯を聞いていますか。

事務局 部分的に越境する計画になるということで、既存の敷地に納めるように検討し直

したというふうには聞いております。

会 長 自由通路と鉄道施設の所有権は誰なのですか。合築になるから避けたのでしょうか。本題からはずれてしまうかもしれませんが、重要な確認事項なので。

事 務 局 自由通路は、全て亘理町の管理になります。この部分につきましては、初め、東西自由通路側から、今回の申請する屋根付き通路側に越境する形で屋根が出てきていました。そこで、私どもの方から、今回申請する側の屋根を、L型に曲げて、ギリギリまで伸ばしたらどうかと言ったところなのですが、やはり、既製品のものを使うため、その取り合いはできないということで、亘理町はあきらめたという経緯があります。

会 長 予算的なことがあるのですかね。一般市民からするとなぜかなと思うところがあり、残念ですけれども。  
他にご質問はありませんか。

鈴木委員 今回の計画の屋根が片足の形になっていて、駅舎側に柱がある設計になっているようなのですが、駅舎への出入りに支障がないのでしょうか。

事 務 局 駅の前面の出入口については、柱を避けて設置する計画になっていますので、出入りについては支障がない形になっています。

会 長 他にご質問はありませんか。  
それでは、私からですが、建築基準法第44条第1項第二号の中で、規定内にある、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物に該当するとありますが、規定の中ではどのような表現になっていますか。表現として、公益上必要な建築物に該当する、または、今までの前例で、同じような類似例で、こういう通路は今まであったのでしょうか。

事 務 局 1号議案-3に条文を載せておりますが、公衆便所、巡査派出所その他これらに

類する公益上必要な建築物で特定行政庁が認めたもの、となっているのですけれども、建築基準法第44条第1項第二号の規定による許可の中に建築審査会の事前同意基準があり、バス停留所の上屋があります。バス停以外の通路上屋ということで、類似と考えておりまして、公益上必要なものと事務局では判断しております。

会 長 わかりました。公益上必要であるというふうには十分考えられるのですが、今までの前例でも、似たようなものについても、建築基準法第44条第1項第二号許可を行っていますか。

事務局 昨年7月20日に審査いただきました、利府町の利府駅前のバス停上屋があります。

会 長 これらのものと類似だというのは問題ないと思います。公益上必要な施設だという、利便性を向上するためだというのはいいと思うのですが、気になるのは、先ほど、高橋委員からあった、利便性を上げるという適正さの度合いだと思うのだけでも、コストとの関係で残念な点もありますが。バリアフリー化に伴って、雨天の中でも移動がしっかりできるといった、利便性を向上させる公益上必要な施設だという理解ですよね。

事務局 はい。

会 長 この点は確認しておかないといけないので。前例もありますし、公益上必要だと認めてもいいと思いますが。あとは、それを設置する、利用することによって新たな危険や使い勝手の悪さがないかということですが、それは事務局で確認いただいていると思いますので。

他に気になる点ございますか。

佐藤委員 建築基準法第44条第1項第4号にある公共用歩廊とはどういうものが該当するのでしょうか。

事務局 公共用歩廊というのは、仙台のアーケードのように、道路を囲ってしまうような、距離が長いようなものをいいまして、今回のように短いものとは使い分けています。

会長 よろしいでしょうか。  
他にご質問はありますか。

高山委員 西口の既存改札と、新設される屋根付き通路の間も離れていますが、ここも屋根は付く予定ですか。

事務局 先ほどの、東西自由通路側と同様に、今回の整備工事で屋根付き通路を設置する計画になっております。

会長 その当たりの、駅舎側の図面も見なかったですね。その屋根の投影図はないですよ。

事務局 見づらい形にはなっていますが、1号議案-4と6の配置図に黒色の点線で屋根付き通路の配置を示しています。1号議案-5の平面図を見ていただくと、西口既存改札口の正面に柱が2本建っていますが、これが、今回新設する屋根付き通路の柱になります。東西自由通路側も同様になっております。

会長 わかりました。いずれにしても、この部分の接合部は、さきほどの理由で、若干の隙間ができてしまうということですね。みなさん、その辺りのことが気になっておられたと思うので、事実確認はよろしいですか。

他にご質問はありますか。

事務局の説明どおり、公益上必要な建築物に該当するという道路内建築の例外許可ということでよいかと思いますが、ご質問、その他ないようでしたら、本件について同意することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 異議ありません。

会 長 ご異議がないようですので、本件は同意することとします。  
以上をもちまして、本日の審議事項は終了いたします。

< 次第3 報告事項 >

会 長 次に、報告事項について、事務局から説明願います。

事務局 令和2年度第3回宮城県建築審査会の議案の処理結果、及び、建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について報告させていただきます。

(許可状況について報告)

令和2年度第3回宮城県建築審査会の議案の処理結果、及び、建築審査会事前同意基準に基づく許可状況についての報告は、以上です。

会 長 事務局からの報告事項等について、ご質問等がありましたらお願いします。

会 長 ご質問がなければ、続いて、その他に移ります。事務局から説明願います。

< 次第4 その他 >

事務局 その他の1つ目は、委員の改選についてです。

委員の先生方におかれましては、令和元年の9月1日にご就任いただき、2年の任期が8月31日で終了することとなります。今期を以て、鈴木先生と、高橋先生がご退任されることになりましたので、それぞれご挨拶をいただきたいと思います。



す。

鈴木先生，お願いいたします。

鈴木委員 弁護士の鈴木覚です。

2年の任期で合計4年，させていただきました。日頃，弁護士として，単体規定というのですか，欠陥住宅の問題に携わっているのですが，単体規定違反について日頃の業務は多く問題があるのですが，こういう建築審査会という場で，集団規定と言いますか，法令の例外規定に当たることの同意とか意見を求められるというのは，弁護士として目新しい場面です。私自身も勉強しながら審査会の業務に携わらせていただきました。思い出に残っているのは，言うまでもなく，審査請求の件と，震災の遺構に関しての同意，意見を求められたことが思い出深く残っております。4年間，皆様，お世話になりました。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。次に，高橋先生，お願いいたします。

高橋委員 私は，6期12年させていただきました。こういった委員になったのが，こちらの審査会が初めてで，その後，仙台市の都市計画審議会とか，そういうところでお世話になっているのですが，右も左もわからずにいたところ，皆様に教えていただいて，私は本当に社寺とか文化財の方しかやっていないので，どちらかというと建築基準法を使わない仕事ばかりをさせていただいていましたので，適役かどうかわかりませんが，わかる範囲でということで，教えていただきながら，勤めさせていただきました。こちらに参加させていただいて，自分自身も公の場でいろいろ自分の考えをまとめてお話をするという機会を得られたことは，大変ありがたいことだと思います。こういった場を後身のみんなに譲りたいと，早々に退出するつもりが，こんなに長々とお世話になってしまいまして，本当にありがとうございました。今後とも，よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

改めまして，鈴木先生と高橋先生には，長い間，ありがとうございました。

風見会長，角田先生，佐藤先生，高田先生，高山先生におきましては，9月1日

以降も引き続きよろしく願いいたします。

次に、次回の開催日程についてです。次回は令和3年9月27日（月）午後4時から、宮城県行政庁舎9階 第一会議室において開催を予定しております。

開催については、別途文書でご連絡いたします。

なお、日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、ご連絡ください。

以上でございます。

< 次第5 閉会 >

以上で、本日の議事はすべて終了といたします。

それでは、これをもちまして令和3年度第1回宮城県建築審査会を終了いたします。ご審議、ありがとうございました。